

Title	プラットフォーム事業者を介した表現規制に関する一考察
Author(s)	郭, 娜娜
Citation	阪大法学. 2021, 71(3-4), p. 169-198
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87376
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

プラットフォーム事業者を介した表現規制に関する一考察

郭 娜 娜

はじめに 直接的な表現規制から間接的な表現規制へ

第一章 プラットフォーム事業者を介した表現規制の成立

- 一 媒介者としてのプラットフォーム事業者
- 二 権力者としてのプラットフォーム事業者
- 三 私的営利企業としてのプラットフォーム事業者
- 四 コントロール・ポイントとしてのプラットフォーム事業者

第二章 プラットフォーム事業者を介した表現規制の諸相

- 一 アメリカにおける青少年保護のための規制
- 二 EUにおける違法・有害コンテンツ対策としての共同規制
- 三 日本における青少年保護のための規制

第三章 プラットフォーム事業者を介した表現規制のフレームワークと特性

- 一 表現活動の媒介者である私的主体を標的とすること
 - 二 官民の協力と協働の形をとること
 - 三 表現規制の実行のためのアーキテクチャの設計・管理
- おわりに 規律のあり方の模索

はじめに 直接的な表現規制から間接的な表現規制へ

最も古典的な表現規制の形態は、公権力が規制主体となつて、金銭制裁、刑事罰、事前差止めといった規制手法を通じて、表現者または表現物を直接的に規制する表現規制であると思われる。⁽¹⁾しかし、表現の自由は保障されなければならぬという命題が確立して以降、⁽²⁾憲法による厳格な審査を回避するため、公権力は、私的主体を介した表現規制というより巧妙かつ間接的な規制手法を試みるようになっていく。その中で、公権力が出版社や書店、マス・メディアといった表現活動の媒介者を標的とし、何らかの働きかけを行うことを通じてこれらの私的な媒介者を協働させることを通じて、表現活動をより間接的に規制する手法（以下「従来型の私的主体を介した表現規制」という）を試みる場面が増えている。⁽³⁾その典型例が、一九四〇年代から一九六〇年代前半にかけて、アメリカで行われた政治的な目的の下での代理人による検閲、⁽⁴⁾あるいは青少年を保護するための書店を介した有害図書規制⁽⁵⁾である。

ところが今日、多種多様なインターネット・プラットフォーム⁽⁶⁾が、表現の場としての重要性を持つに至っており、これを無視して表現の自由を語ることはできなくなっている。表現の場の所有者・管理者であるプラットフォーム事業者は、プラットフォーム上の表現活動を促進または制限する力をもっており、⁽⁷⁾実際、インターネット上に分散する個人の表現活動の媒介者として重要な役割を果たしている。他方、インターネットにおいては分散性、匿名性、越境性、技術依存性といった特徴があるため、従来のような公権力による直接的な表現規制は事実上困難になっている。こうした状況下にあつて、公権力は、インターネット上の表現活動を効率的に規制するため、プラットフォーム事業者を規制の担い手として利用する、新たな間接的表現規制（以下「プラットフォーム事業者を介した表

現規制」という)の手法を採用し始めるようになって⁽⁸⁾。

プラットフォーム事業者を介した表現規制は、効率的な規制を実現しやすく、違法・有害コンテンツの規制や良好なインターネット利用環境の構築に対して大きな役割を果たす反面、表現の自由に対して大きな脅威をもたらす可能性も高い。では、このような新たな間接的な表現規制の手法に対して、憲法学はどのように対処すべきなのだろうか。プラットフォーム事業者を介した表現規制の憲法的統制のアプローチを探索するため、本稿では、議論の蓄積がある欧米の具体例を主たる素材にして、プラットフォーム事業者を介した表現規制の成立・構造・問題点に焦点を当てつつ、その特性の解明を試みたいと思う。

第一章 プラットフォーム事業者を介した表現規制の成立

インターネット・プラットフォームは、一般には、情報や商品・サービスの提供者と受領者を仲介または媒介し、情報や商品・サービスの流通の基盤・環境を提供する場であると狭く理解されることが多い⁽⁹⁾。加えて、本稿はインターネット・プラットフォーム上の表現規制に焦点を当て、その統制のあり方を考察するためのものであることから、インターネット・プラットフォームの中の表現活動と関係が深いもの、すなわちユーザーによるコンテンツの作成、掲載、伝達、獲得といった表現活動が行われる場所を提供するものにその対象を限定し、検討することにした。

インターネット・プラットフォームを所有・管理する事業者は、プラットフォーム事業者である。プラットフォーム事業者は、インターネット・プラットフォーム上の表現活動において多面性、すなわち表現の自由を促進する媒介者、表現の自由を制限する権力者、経済利益を追求する私的営利企業といった側面がある。このようなプラ

ットフォーム事業者の多面性は、公権力がプラットフォーム事業者をインターネット上の表現規制のコントロール・ポイントとして利用する最も重要な要因であると思われる。

一 媒介者としてのプラットフォーム事業者

インターネット・プラットフォーム上の活動すべてが、プラットフォーム事業者の設計に沿って媒介される。⁽¹⁰⁾ プラットフォーム事業者は、インターネット上の表現活動における媒介者として大きな役割を果たしている。⁽¹¹⁾

まず、プラットフォーム事業者は、一般公衆に表現活動を行うための場あるいはツールを提供する。インターネット・プラットフォームを通じて、人々は簡単に、時間・場所等の制限を超え、低価格で瞬時に情報の掲載、伝達、獲得といった表現活動に携わることができるようになっていく。⁽¹²⁾

また、プラットフォーム事業者は、その提供するサービスを通じて、人々の表現活動に広範かつ平等な機会を提供する。新聞や放送といったマス・メディアと異なり、インターネット・プラットフォームには、個人情報の開示や年齢について制限を設ける場合もあるが、ほとんどの場合、プラットフォーム事業者は、プラットフォームの参入に対して制限を設けていない。インターネット・プラットフォームは、登録したユーザーすべてに平等な表現機会を提供してくれるため、資金力、政治力、社会的地位において劣位にある一般公衆やマイノリティも当該プラットフォームを表現の場所として利用できる。そう考えると、インターネット・プラットフォームは、一般公衆に自分の声を聞かせる機会を広く提供しており、マス・メディア時代の表現の自由の受け手と送り手の分化がある程度解消したと言つてよいと思われる。⁽¹³⁾

さらに、プラットフォーム事業者は、その提供するサービスを通じて、一般公衆に対し、膨大な情報源の中から

自分が欲する情報を入力する機会や自分の表現を他人に伝える機会を提供する。表現の自由の現実的な行使を実現するためには、ユーザーの注意を捉えることが必要不可欠である⁽¹⁴⁾。しかし、インターネット上の情報が指数関数的に増大するため、ユーザーの注意は希少な資源になっている。認知度の高い独占的な地位にある巨大プラットフォーム事業者は、ユーザーの注意を捉えることにおいてかなり有利な立場にいる⁽¹⁵⁾。このような状況下では、大手のプラットフォーム事業者の提供するサービスを通じて、一般公衆は、他のユーザーの注意を獲得し、効率的な表現活動を行うことが容易にできるようになっている⁽¹⁶⁾。

二 権力者としてのプラットフォーム事業者

プラットフォーム事業者は、その所有者・管理者としての財産権やユーザーとの契約に基づき、インターネット・プラットフォーム上の活動を規律する権力を獲得した⁽¹⁷⁾。

まず、プラットフォーム事業者は、利用規約やポリシーの策定を通じて、インターネット・プラットフォーム上のコンテンツに対して、何を表示して、何を表示しないのか、どのような条件を満たすコンテンツが削除されるべきかを決定する⁽¹⁸⁾。大手のプラットフォーム事業者は、いずれも利用規約やポリシーを詳しく策定するだけでなく、これらの利用規約とポリシーの規定を正確かつ確実に実行するため、専門チームと手続の整備もしている⁽²⁰⁾。あるコンテンツが利用規約・ポリシーに違反すると判断される場合には、プラットフォーム事業者は当該コンテンツをブロック・削除したり、関連するアカウントを停止したりすることができる⁽²¹⁾。

また、プラットフォーム事業者は、コード (code) ・アルゴリズム (algorithm) (以下「インターネット・アーキテクチャ」という) を操作することを通じて、どのようなコンテンツを上位表示するのか、どのようなコンテ

ツを目立つように表示するのか、またどのようなコンテンツとユーザーを非表示するのかをあらかじめ設計することができ⁽²²⁾。それだけでなく、プラットフォーム事業者は、インターネット・アーキテクチャの操作を通じて、ユーザーの有限の注意力を自らの意向に沿って効率的に配分することもでき⁽²³⁾る。

このように、プラットフォーム事業者は、利用規約・ポリシーの策定、インターネット・アーキテクチャの設計、及びその組み合わせを通じて、プラットフォーム上の表現活動を含む諸活動を促進したり、誘導したり、あるいは制限したりすることが容易に達成できるようになっている⁽²⁴⁾。加えて、プラットフォーム事業者は、常に不正な表現を規律するよう求めるユーザーからの圧力と、不正な表現あるいは特定の表現を規律するよう求める公権力からの圧力に同時に直面している。そのため、元々は表現活動の中立的な媒介者であるプラットフォーム事業者が、インターネット・プラットフォームというコミュニティを規律しなければなくなっている。我々が、インターネット・プラットフォームにおいて、そのサービスを利用する限り、プラットフォーム事業者による規律の下に置かれるはずである。そう考えると、プラットフォーム事業者は、インターネット・プラットフォーム上のユーザー及びその表現活動に対して、強力な規制力を持つ新たな「権力者」とみなされるべきである⁽²⁵⁾。

三 私的営利企業としてのプラットフォーム事業者

プラットフォーム事業者は、営利を目的とする私的営利企業である場合がほとんどである⁽²⁶⁾。そのため、プラットフォーム事業者の行為は、通常、インターネット・プラットフォームのビジネスモデル、あるいはその私益の動機によつて決められている⁽²⁷⁾。

まず、プラットフォーム事業者のほとんどは、ユーザーにサービスを無料で提供するビジネスモデルを採用する。

その収益の大半を占めるのは広告収入である。⁽²⁸⁾このようなビジネスモデルがユーザーの利用またはその作成したコンテンツに依存するため、プラットフォーム事業者は、ユーザーが安全・安心に利用できるプラットフォーム環境の整備に一定の利益とインセンティブを持っている。⁽²⁹⁾しかし、特定のユーザーやコンテンツの有無によって、プラットフォーム事業者の収入や社会的評価等の利益が左右されることはあまりない。⁽³⁰⁾また、確かにプラットフォーム事業者による表現活動への制約は、ユーザー離れを招きかねないものの、制約の存在自体の不可視性や乗り換えるための技術（例えば、データのポータビリティ）上の制限、並びに大手のプラットフォーム事業者への依存性があることで、ユーザー離れのおそれは表現活動への制約に対する防衛策にはなりにくいと思われる。⁽³¹⁾

また、プラットフォーム事業者が、媒介した表現活動から利益を得ることはほとんどないが、表現活動を制約することで潜在的な不利益を簡単に回避することはできる。⁽³²⁾加えて、プラットフォーム事業者が、あるコンテンツに焦点を当て、それが憲法上保護された表現か否かを判別しようと思えば、人力や資金、時間などの莫大なりソースを要することもあつて、⁽³³⁾公権力から何らかの圧力を感じるやいなや、結局、公権力の要求に応じて特定の表現活動を制限する選択をする場合の方が圧倒的多数を占める。⁽³⁴⁾それだけでなく、経済上の不利益あるいは政治上の不利益を回避するため、プラットフォーム事業者が公権力からの要請に過剰反応し、疑わしい表現をすべて削除するといった、目的と手段の均衡を欠いた規制あるいは予防的な自己検閲を行うおそれも高い。⁽³⁵⁾

四 コン트롤ール・ポイントとしてのプラットフォーム事業者

インターネット・プラットフォームは、ユーザーが作成したコンテンツに依存するため、違法・有害コンテンツが掲載されるリスクもある。⁽³⁶⁾公権力は、これらの違法・有害コンテンツから個人の権利を保護し、国民が安全で安

心して利用できるインターネット環境を整備するため、一定の規制を行う必要がある。しかし、冒頭で触れたように、インターネットとその上での表現活動の特徴に鑑みると、公権力による直接的な表現規制という規制手法は、憲法上の制約以外にも、技術上・実践上の障害に直面している³⁷⁾。

これに対し、プラットフォーム事業者は、インターネット・プラットフォーム上の表現活動を媒介し、促進する媒介者であるとともに、これらの表現活動を規律するための強力的な統制力を持つ「権力者」でもある。このような性質を持つプラットフォーム事業者は、インターネット・プラットフォーム上の表現活動を効率的に規制するための「テコ」としての価値を帯びている³⁸⁾。つまり、プラットフォーム事業者は、一般公衆のインターネット上での表現活動を促進するための場所とツールを提供すると同時に、公権力にも新たな表現規制の機会とツールを提供しているのである³⁹⁾。

具体的に言うと、まず、公権力は、プラットフォーム事業者を通じて、インターネット・プラットフォーム上の表現者や表現活動の特定と制限を容易に実現できるだけでなく、特定の種類のコンテンツを大規模かつ簡単に検出し、排除できるようになっている⁴⁰⁾。また、プラットフォーム事業者のほとんどが私営企業であるため、経済上の利益の追求あるいは経済上の不利益の回避のため、公権力からの要請に応じる可能性が高い。さらに、プラットフォーム事業者は私営主体であるため、透明性の確保や適正手続保障等の憲法・法律の規律に服する必要がないことから、公権力がプラットフォーム事業者を介して間接的に規制を行う場合、憲法・法律の規律を潜脱しやすい状況におかれることになる⁴²⁾。そのため、プラットフォーム事業者、特に市場で独占的な立場にある巨大プラットフォーム事業者をコントロール・ポイントとし、インターネット上の表現活動を間接的に規制する手法が、公権力にとって魅力的な選択肢となっている⁴³⁾。

このようなプラットフォーム事業者を介した表現規制は、今日、インターネットでの表現規制のための最も重要な手法となっている⁽⁴⁴⁾。そうした中で規制の効率性や実効性といった正当な理由に基づくケースはもとより、憲法による厳しい審査を回避するために用いられるケースも、世界的に増加傾向が見られる⁽⁴⁵⁾。プラットフォーム事業者を介した表現規制に適切に対応するため、次章以下では、議論の蓄積がある欧米及び日本における近時の関連する実例を手がかりに、プラットフォーム事業者を介した表現規制の構造に焦点を合わせ、その特性を明らかにしたい。

第二章 プラットフォーム事業者を介した表現規制の諸相

一 アメリカにおける青少年保護のための規制

アメリカでは、表現の自由を厚く保護する伝統があるが、州においては、公権力が表現活動の媒介者であるプラットフォーム事業者に働きかけ、青少年に有害な表現を間接的に規制する例も時折見られる⁽⁴⁶⁾。

その代表例としてよく挙げられるのが、二〇〇四年の Pappert 判決⁽⁴⁷⁾で争われた「ペンシルヴァニア州インターネット児童ポルノ法」⁽⁴⁸⁾と、州の司法長官がペンシルヴァニア州法の規定に基づき発出した強制力のない通知である。当該州法は、ISPs (Internet Service Provider) に対して、州の司法長官の申し立てにより、裁判所が指定した児童ポルノを除去すること、または、児童ポルノを扱う疑いのあるウェブサイトへのアクセスを遮断すること要求し、違反する場合に刑事罰を科すと定めた。司法長官の事務局は、当該州法に基づき、問題のポルノ表現が含まれる疑いのあるウェブサイトの ISPs に、かかるウェブサイトを削除、または州のユーザーから遮断するよう求める通知を出した⁽⁵⁰⁾。そして、ISPs に要求した四〇〇件のうち、一件を除いて、ISPs は、司法判断を待たずに公権力からの要求に応じてブロックを実施した⁽⁵¹⁾。これは、州の司法長官がプレスリリースを発表し、司法判断を

要求したただ一つのISPを、児童ポルノを幫助するものだと非難したからであると合理的に推測できる。そのため連邦地裁は、州の司法長官からの通知が強制力のない要請であるとしても、ISPの行動に対して一定の規制力を持つと判断し、事前抑制原則禁止の法理に基づく厳格な審査を受けると判断した⁽⁵²⁾。その上で、連邦地裁は、当該州法が、児童の性的搾取を抑止するという立法目的を達成するための必要な範囲を超え、憲法上保護された表現を付随的に制約してしまうと判断した⁽⁵³⁾。

また、二〇〇三年のALA判決⁽⁵⁴⁾で争われた「子どもインターネット保護法」(以下「CIPA」という⁽⁵⁵⁾)もその代表例の一つである。CIPAは、連邦政府から補助金を受ける条件として、公共図書館⁽⁵⁶⁾に対して、未成年者に対して有害な表現を遮断する技術的保護手段(フィルタリング・ソフト)を館内のコンピュータにインストールすることを義務付ける。ALA判決において、相対的多数意見はCIPAの合憲性を認めたが⁽⁵⁷⁾、反対意見は、フィルタリング・ソフトという技術的保護手段が、憲法上保護された表現までも遮断してしまう過剰遮断や、表現の自由⁽⁵⁸⁾に及ぼす付随的制約といった問題を指摘した。

二 EUにおける違法・有害コンテンツ対策としての共同規制

EUにおいて、青少年有害情報やヘイトスピーチといった違法・有害コンテンツを取り締まるため、プラットフォーム事業者の協力を求める規制された自主規制、または共同規制という手法が多用される⁽⁵⁹⁾。

(1) 法令による共同規制⁽⁶⁰⁾

法令による共同規制というものがある。それはプラットフォーム事業者がプラットフォーム上の表現活動を規律するよう法により規定する手法を指す。この典型例としてよく挙げられるのが、ドイツの「SNSにおける法執行

を改善するための法律」(以下「SNS対策法」という⁽⁶¹⁾)と「放送及びテレメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年保護に関する州際協定——青少年メディア保護州際協定」(以下「JMStV州際協定」という⁽⁶²⁾)である。

SNS対策法は、一定の規模以上のSNS事業者に対し、違法なコンテンツの速やかな削除を申し立てる効果的で透明性のある手続の整備や、透明性レポートの作成と公開を義務付ける。これらの義務を十分に履行していないと認められた場合、SNS事業者は、高額な罰金を課され得る。また、コンテンツの違法性の判断が困難な場合、連邦司法庁によって認定を受けた自主規制機関に判断が委ねられる。SNS対策法は、自主規制機関の認定要件と、連邦司法庁の自主規制機関の認証権限を規定することを通じて、SNS事業者の自主規制に関与している。

JMStV州際協定は、テレメディア事業者⁽⁶³⁾に対し、青少年の成長を阻害すると思われるコンテンツについて、青少年の年齢に応じて一定のアクセスを禁止し、または制限する技術的措置をとるよう配慮することを義務付ける。また、州メディア委員会の下で新設された青少年メディア保護委員会(KJM)によって認定を受けた自主規制機関が、州メディア委員会に代わって、JMStV州際協定を遵守しているか否かを判断するほか、青少年保護ソフトの適性を認定する。JMStV州際協定は、配慮義務違反に対する罰則の規定と、公権力機関による監督と認定によって、テレメディア事業者と自主規制機関による自主規制に対し、一定の公的関与を確保している⁽⁶⁴⁾のである。

(2) インフォーマルな方式による共同規制

上記のような、法令と司法的決定によって行われたプラットフォーム事業者を介した表現規制以外にも、もっと厳しい規制や資金の獲得、社会的評価等と関連させる手法もある。

イギリスでのClearedプロジェクトとカナダの児童ポルノに関するフィルタリングシステム⁽⁶⁵⁾が、その代表例である。一九九六年に、政府からインターネット上の児童ポルノの対策を行うよう要請され、イギリスの通信事業者

がインターネット監視財団 (Internet Watch Foundation, 以下「IWF」⁽⁶⁶⁾) を設立した。IWFはホットラインセンターとして、一般市民から児童ポルノ関連コンテンツをはじめとする違法・有害コンテンツについての通報を受け付け、かかるコンテンツが実際違法かどうかを判断する⁽⁶⁷⁾。違法であると判断されたコンテンツについては、当該コンテンツをホスティングするISPsに、掲載された違法コンテンツの削除を要請する。イギリス政府は、自主的な対応を行わない場合に法律を作ると圧力をかけることで、イギリス国内のすべてのISPsに対し、IWFから提供される情報に基づき、関連するコンテンツの削除、またはそこへのアクセスのブロックを要請する⁽⁶⁸⁾。Cleanfeedプロジェクトと類似するものとして、カナダのNPO団体であるカナダ児童保護センター (Canadian Centre for Child Protection) によって設立されたCybertip.caという組織があり、ここが通報を受けたコンテンツについて内容を確認し、児童ポルノ該当性を判断している。児童ポルノ該当性の判断が困難なとき、Cybertip.caは、国家の法執行機関である国立児童性的搾取協同センター (National Child Exploitation Coordination Centre) の判断を仰ぎ、その判断が最終的な判断となる。それだけでなく、Cybertip.caは、カナダ政府の「インターネット上での性的搾取から児童を保護するための国家戦略」から資金を受ける⁽⁶⁹⁾。この両フィリタリングシステムは、一見して民間主体による自発的な取り組みであるが、実際には、その背後においても公権力のインフォーマルな関与が存在しているのである。

このほか、インターネット上の違法・有害コンテンツを取り締まるため、EUレベルにおいて長年採用されてきた様々な取り組みの中に、プラットフォーム事業者を介した、より柔軟かつ間接的な表現規制の手法があるということが知られている。二〇一六年の「ネット上の不法なヘイトスピーチに対抗する際の行動規範」⁽⁷⁰⁾がその代表例の一つである。当該行動規範に基づき、欧州委員会は、ヘイトスピーチに当たると思われるコンテンツについての通

知の点検・検討、除去通知の審査、コンテンツの除去と遮断といった事項について、Facebook等の四社の大手プラットフォーム事業者との間で合意に至っている。四社のプラットフォーム事業者は、市民社会組織や法執行機関といった「信頼できる報告者」から除去通知を受ける場合、合意の内容に基づき、迅速に対応しなければならない。⁽⁷¹⁾ EUの規制当局は、これらの行動規範に代わる唯一の選択が法による規制であると明言した。⁽⁷²⁾ それゆえ、これらの行動規範は、一見した限りでは、プラットフォーム事業者と非公式に合意したものに過ぎないが、実際には、法規制と変わらない措置であつて、プラットフォーム事業者を介した表現規制の手法の一つと言つてよい。⁽⁷³⁾ これ以外にも、欧州委員会の「違法なオンライン・コンテンツ対策の勧告」⁽⁷⁴⁾ と、欧州刑事警察機構によつて設立されたインターネット照会ユニット (EU Internet Referral Unit、以下「E I R U」⁽⁷⁵⁾ という) を典例として挙げることができる。勧告と照会は、プラットフォーム事業者に対し、関係当局等の信頼できる警告者からの違法・有害コンテンツの通知に対応するための規則と事前予防の方策を設けること、共有情報に基づき出所の確定や削除等の措置を採ることを要求する。これらの勧告と照会そのものは法的な拘束力をもたないが、プラットフォーム事業者が要求に応じて措置をとらなければ、実際には、社会的評価が低下したり、何らかのインフォーマルな制裁を受ける可能性がある。⁽⁷⁶⁾

三 日本における青少年保護のための規制

日本においても、違法・有害コンテンツから青少年を守るための施策として、プラットフォーム事業者を介した表現規制という手法が用いられている。例えば、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下「青少年インターネット環境整備法」という) は、インターネット上の有害情報に関し

て、フィルタリングソフトウェア等を用いて閲覧の制限が可能になるよう、インターネットに係る様々な事業者に義務を課している。しかし、これらの義務について、同法は、「…よう努めるものとする」と規定し、かかる義務を履行しない場合でも法的制裁を課さない努力義務にとどめている。また、青少年有害情報フィルタリングサービスが、具体的にどのような情報をフィルタリングの対象とするべきかについては、民間の第三者機関であるモバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (Content Evaluation and Monitoring Association, 以下「EMA」⁽⁷⁾) に委ねられる。このように、同法は、法的拘束力がない努力義務を定めることを通じて、民間における自主的な取組についての一定の余地を残すとともに、民間の第三者機関による自主規制をも取り込んで、いわゆる共同規制の手法を採用する。このほか、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」及び地方自治体の条例においても、インターネットに係る様々な事業者に有害情報の遮断、有害情報を遮断する方法の周知、フィルタリングソフトウェアの使用といった努力義務を課している。

日本において規制の対象とされる事業者は、携帯電話インターネット接続提供事業者まで含めた広い意味でのプラットフォーム事業者にすぎないが、これらの事業者の努力義務の規定とそれを軸にして整備された間接的な枠組みは、プラットフォーム事業者を介した表現規制の典型例として注目される。

第三章 プラットフォーム事業者を介した表現規制のフレームワークと特性

先述の欧米及び日本における近時の実例から見ると、プラットフォーム事業者を介した表現規制には様々な態様があるが、その本質から見ると、いくつかの共通した特徴が抽出できる。つまり、これらのプラットフォーム事業者を介した表現規制は、いずれも表現活動の媒介者である私的主体を標的とし、官民の協力と協働の形をとり、こ

これらの媒介者に表現を検閲させ、あるいは規制するのと同様な効果を及ぼすものである。この点から見ると、従来の私的主体を介した表現規制と共通するフレームワークを持っている。それと同時に、プラットフォーム事業者を介した表現規制は、インターネット・アーキテクチャの設計・管理によって規制を実行するという点で独自性を持つと思われる。

一 表現活動の媒介者である私的主体を標的とすること

間接的な表現規制の形態は様々であるが、公権力が、Bを規制することを通じて、Aを規制するという目的を実現するという共通した構造が存在する。規制の直接的な対象とされる主体は、一般に、表現活動を媒介する人、表現活動が行われる場所、あるいは表現活動を支えるアーキテクチャという三つの要素のいずれかを備える⁽⁷⁸⁾。従来の規制の直接的な担い手としてよく挙げられるものとして、職場や組織といった表現者にコントロール力を持つ主体、図書館や新聞社といった表現物を閲覧・伝達する主体、及び書店やコンビニといった表現物を販売する主体がある。これらの主体は、表現者の活動または表現物の伝達に影響を与える力を持つから、公権力がこれらの主体を規制の媒介者として利用することを通じて、効率的な表現規制を容易に達成することができる。現在では、プラットフォーム事業者が、表現活動の場所とインフラストラクチャーを所有・管理し、表現活動の媒介者として重要な役割を果たしていることから、従来の媒介者の代わりに、規制の直接的な担い手に仕立て上げられているのである。

また、既に触れたように、プラットフォーム事業者の中で、私的主体が占める割合は高い。私的主体であるプラットフォーム事業者は、その行為が私益の動機によって決められ、一般には、表現者の表現の自由を保護しようとするインセンティブが乏しい⁽⁷⁹⁾。このような状況下において、公権力から何らかの圧力がかけられれば、私的主体である

プラットフォーム事業者は、経済的不利益の回避、訴訟に巻き込まれるおそれの解消、政府との良好な関係の維持、社会的評価の低下の防止といった点を考慮し、公権力の要求に応じて表現活動を規制する可能性が高い。それだけでなく、憲法の根底にある公私の区別及び国家からの自由としての表現の自由という基本観念に照らし、私的主体による表現の自由の制限には、表現の自由による拘束が及ばない。従って、公権力は、憲法による厳格な統制を免れるため、私的主体であるプラットフォーム事業者を規制の直接的な担い手に仕立て上げるようになっていく。

二 官民の協力と協働の形をとること

プラットフォーム事業者を介した表現規制において、公権力は、プラットフォーム事業者を強制・強迫し、または誘導することで、プラットフォーム上の表現活動の妨害、制限、または検閲に手を貸すよう仕向ける⁽⁸⁰⁾。つまり、プラットフォーム事業者を介した表現規制において、公権力は、様々な手法によって官民の協力と協働の形を確保している。

まず、プラットフォーム事業者を介した表現規制は、一見自主規制であるが、実際には、その背後に公権力の関与がある。私的主体を介した表現規制と自主規制との区別は、主に公権力の関与の有無という点にあると思われる⁽⁸¹⁾。公権力の関与の有無は、主に行動決定主体の属性が公権力か否かという規制のルール⁽⁸²⁾の策定主体の側面と、行為の内容決定に関する自律性があるか否かという規制の実質的な状況の側面から評価される。プラットフォーム事業者を介した表現規制においては、一見私的主体が規制のルールを策定したり、行為の内容を決定したりするが、実際には、公権力が、プラットフォーム事業者に対し、何らかの働きかけを行うことを通じて、規制のルールと内容と方向付ける。しかも、ここでの公権力の関与は、複雑な形態を採っており、しばしば私的主体の自主規制の背後に

隠れることで不可視化される傾向にある。

また、官民の協力と協働のもう一つの要素は、法令以外の、社会規範、市場、アーキテクチャといった規制構造の操作を通じて、公権力が表現活動の媒介者である私的主体をその規制構造に取り込んで、表現活動の制限に手を貸すよう仕向けることである。規制構造の規範性の有無及び公権力からの働きかけの規範性の有無に基づき、官民の協力と協働は大別して、フォーマルモデルとインフォーマルモデルに分けられる⁽⁸³⁾。

フォーマルモデルにおいて、公権力は、ある行為の規制を自主規制に委ねることを前提としつつ、法律による自主規制を一定の枠内に限定し、自主規制に関与し介入する⁽⁸⁴⁾。第三者による表現活動についての法的責任を加重し、あるいは法的責任を免除する要件を規定することを通じて、表現の検閲に手を貸すよう仕向ける手法は、その古典的な形態である⁽⁸⁵⁾。例えば、法によってプラットフォーム事業者に、プラットフォーム上の第三者が作成したコンテンツについて民事責任（SNS対策法）や刑事責任（ペンシルヴァニア州法）、または配慮義務（JMStV州際協定）や努力義務（青少年インターネット環境整備法）といった義務を課すこと、あるいは法によってフィルタリングのインストールといった免責要件（SNS対策法）を規定することが認められる⁽⁸⁶⁾。また、補助金等の経済的誘因を法により創出する手法（CIPA）や自主規制の枠組みを法により規定する手法といったアプローチ（JMStV州際協定）もある。

インフォーマルモデルでは、公権力が規制の直接的な相手方に何らかのインフォーマルな圧力あるいは誘因を与えることを通じて、規制の目的を実現しようとする⁽⁸⁷⁾。当該モデルでの手法は、以下の四つの種類に大別できる⁽⁸⁸⁾。一つ目に、イギリスの Cleanfeed プロジェクトで採用された、政府が自主規制を行わない場合に立法等のもっと厳しい規制を加えることをもって脅すという手法である。二つ目に、一定の奨励や補助金等の経済上の利益を与え、表

現規制を行うよう誘導するという手法である。自主規制機関である CyberTica が国家戦略から資金を受けるカナダのフィルタリングシステムがその一例である。三つ目に、EUの違法・有害コンテンツに関する行動規範のように、協力関係の樹立や合意の調達を通じて媒介者の行為に影響を加える手法もある。四つ目に、非難や勧告、指導によって媒介者にインフォーマルな圧力を与え、社会的評価等と関連させる手法も珍しくない。Pappey 判決における司法長官による脅威がその一例である。

三 表現規制の実行のためのアーキテクチャの設計・管理

プラットフォーム事業者を介した表現規制において、公権力はプラットフォーム事業者に対し、特定の表現活動の制限と検閲はもとより、表現活動の制限と検閲を実行するためにその利用規約・ポリシー（政策面）の制定、またはインターネット・アーキテクチャ（技術面）の改善までも要求する⁽⁸⁹⁾。また、プラットフォーム事業者を介した表現規制において、ほとんどの場合、規制は、インターネット・アーキテクチャによって自動的に行われる⁽⁹⁰⁾。

(1) インターネット・アーキテクチャによる規制の特徴

インターネット・アーキテクチャは、その設計や書き換えを相対的に低コストで精密かつ効率的に実行することができる、高い可塑性を備えている⁽⁹¹⁾。この特徴があるため、今日、インターネット・アーキテクチャは、法に代わりまたはそれに加えて、インターネット上の人々の行為を効率的かつ実効的に規制する最も重要な規制手法として用いられるようになってきている。インターネット・アーキテクチャによる規制は、法による規制といった規制手法に比べると、いくつかの特徴を持っている。

まず、インターネット・アーキテクチャは、一旦設計・作成された後には、人間の手を介さず、あらかじめ設計

された基準とプログラムに基づき、機械的かつ自動的に作動し、いわゆる自動執行性を備える⁽⁹²⁾。インターネット・アーキテクチャによる規制は、個別事例に即して個別的に判断することなく、人々の行為を一律かつ自動的に規制する。そのため、規制の相手は、自分の意思に基づき、規制に抵抗したり、もしくは違背するように選択する可能性が最初から一切ないしほとんど排除されている⁽⁹³⁾。

また、インターネット・アーキテクチャによる規制は、可視性が低くなりがちである⁽⁹⁴⁾。それはまず、インターネット・アーキテクチャの存在自体に不可視性があるからである。加えて、プラットフォーム事業者は、通常、インターネット・アーキテクチャが採用する技術情報と判断基準に関する情報を営業秘密としてブラックボックス化している⁽⁹⁵⁾。そのため、インターネット・アーキテクチャによる規制は、その存在自体に特別の注意を払うことがなければ、規制の相手からであつても認識されにくく、無意識のうちにインターネット・アーキテクチャが設定したルールに従わざるを得なくなる。

さらに現段階では、インターネット・アーキテクチャには技術上の不備がある。最近の研究によると、既存の一般的な自然言語処理 (Natural Language Processing) ツールの検出精度は七〇〜八〇%にしかならない⁽⁹⁷⁾。加えて、インターネット・アーキテクチャは、ケースごとに規制の妥当性を判断することができない⁽⁹⁸⁾。特に、違法・有害コンテンツとそうではないコンテンツの判別が容易でない場合、あるいはコンテンツの処理を大規模化する場合、適切なものを不正なものとして間違つて検出・削除してしまい (過剰検出・削除)、あるいは不正なものを適切なものに分類し、検出しない (検出見逃し) といった設計上の不備が生じるおそれもある⁽⁹⁹⁾。

(2) インターネット・アーキテクチャによる間接的な規制

先述のような特徴があるため、インターネット・アーキテクチャによる規制は、プラットフォーム事業者によつ

て自主的に利用される場合だけでなく、プラットフォーム事業者を介した表現規制の実行のための手段としても、ますます多用されるようになってい⁽¹⁰⁾る。しかし、インターネット・アーキテクチャは、単独では強制的な力を持つておらず、法や社会規範、経済的インセンティブといった規制構造によってその力を引き出さなければならぬと言われる⁽¹⁰⁾。公権力は、何らかの手法によって法や社会規範、市場といった規制構造に影響を与えることを通じて、プラットフォーム事業者によるインターネット・アーキテクチャの設計に自らの意向を働かせ、表現活動を効率的に規制する。

例えば、公権力は、何らかの方式によってプラットフォーム事業者にフィルタリングといったインターネット・アーキテクチャを採るよう直接的に要求する場合が多い。例えば、CIPAの関連規定、あるいはイギリスのCleanfeedプロジェクトでの政府の要請である。また、公権力がプラットフォーム事業者に違法・有害コンテンツを適切に規律することだけを要求し、具体的にどのような方法や技術を採用すべきかをプラットフォーム事業者の裁量に委ねる場合もある。この場合は、通常、プラットフォーム事業者に対し、非常に短い時間内で膨大な数のコンテンツを検出・処理する義務の履行が要求される。そのため、プラットフォーム事業者は事実上、インターネット・アーキテクチャを採用せざるを得ない方向に押しやられることになる⁽¹⁰⁾。Pappert判決で争われたベンシルヴァニア州法やドイツのSNS対策法がその典型例である。このほか、公権力が既存のプラットフォーム事業者の、インターネット・アーキテクチャによる自主規制の取り組みと連携することを通じて、規制の目的を達成するという手法も多用される。その典型例の一つは、EUの行動規範での大手のプラットフォーム事業者と関係当局との連携である。

このように、公権力はプラットフォーム事業者に何らかの働きかけを行うことによってインターネット・アーキ

テクチャを操作し、インターネット・プラットフォームという表現の場所並びにプラットフォーム上の表現活動をより間接的かつ密かに規制している。この点が、プラットフォーム事業者を介した表現規制を従来型の私的主体を介した表現規制と区別する最も重要な点である。

おわりに 規律のあり方の模索

ここまでの考察から、プラットフォーム事業者を介した表現規制は、特定の表現と表現者をインターネット・プラットフォームから排除するために用いられる場合はもとより、違法・有害コンテンツを取り締まるために用いられる場合にも、表現の自由の保障との関係で重大な憲法上の問題を惹起するようになってきている。これらの問題は大別して、私的主体による自己検閲と憲法・法律の規律からの逸脱に分けられる。つまり、プラットフォーム事業者は営利企業としての私的主体であるから、公権力による規制から対象者を守ることよりも、むしろ制裁から自己を守ることに⁽¹⁰⁾、より強いインセンティブが働くことになる。そのため、公権力から何らかの圧力がかかる場合、プラットフォーム事業者は、予防的な自己検閲を行ってしまう可能性が高いだけでなく、憲法により保護された表現も削除するという過剰な検閲を行ってしまうリスクも大きい⁽¹⁰⁾。加えて、プラットフォーム事業者は、通常、インターネット・アーキテクチャを通じて大規模に判断するため、結果として、従来型の私的主体を介した表現規制よりも、憲法上保護された数多くの表現活動をブロックしてしまう過剰削除や過剰ブロックに陥る危険が一層大きいのである。さらに、プラットフォーム事業者を介した表現規制において、規制を実行するためのインターネット・アーキテクチャ自体が透明性を欠くだけでなく、公権力が私的主体の背後に隠れて動くため、国家に対する防衛権である表現の自由の原理に基づき統制することが困難になる。こうして、公権力は、表現規制の目的を効率的に実

現できるとともに、自主規制の名のもとに憲法・法律による制限を免れることができるようになって⁽¹⁰⁶⁾いる。

このような状況に鑑みると、インターネット上での表現の自由を実質的に保護するため、プラットフォーム事業者を介した表現規制に対して憲法的統制を行う必要がことのほか大きいと言わざるを得ない。各国の研究者は、代理人による検閲⁽¹⁰⁷⁾、媒介者規制⁽¹⁰⁷⁾、ゲートキーパーによる規制⁽¹⁰⁸⁾といった私的主体と公権力が結びついた重層的な規制構造を示す概念を提起し、私的主体を介した表現規制の統制方法を探求し続けている。また、手続的問題に着目して、手続的保障の枠組みの改善を通じて表現の自由との緊張関係を緩和することを提唱する論者も少なくない⁽¹⁰⁹⁾。このほか、私的主体を介した表現規制を「憲法の私人間効力」の問題として構成し、対応を試みる論者もいる⁽¹¹⁰⁾。これらの従来型の私的主体を介した表現規制に対処する中で形成された法理と規制のアプローチは、今日でも有用とされている。

しかし、プラットフォーム事業者を介した表現規制は、インターネット・アーキテクチャの設計・管理に何らかの働きかけを行うことを通じて、インターネット・プラットフォームという表現の場を操作し、その場の表現活動を間接的に規制するという点で独自の特徴を持っている。プラットフォーム事業者を介した表現規制の憲法的統制のあり方を探求するため、過去の私的主体を介した表現規制からの経験を踏まえることはもちろん重要であるが、インターネット・プラットフォームの独自の性質と特有の問題に照らし、その憲法的統制のアプローチを改めて検討する必要もあるのではないかと思われるのである。

(一) See Jack M. Balkin, *Free Speech in the Algorithmic Society: Big Data, Private Governance, and New School Speech Regulation*, 51 U.C.D. L. Rev. 1149, 1187 (2018).

- (2) See Seth F. Kreimer, *Censorship by Proxy: The First Amendment, Internet Intermediaries, and the Problem of the Weakest Link*, 155 U. PA. L. 11, 42 (2006).
- (3) See Jonathan L. Zittrain, *A History of Online Gatekeeping*, 19 HARV. J. L. & TECH. 253, 255–56 (2006).
- (4) See, e.g., *Barenblatt v. United States*, 360 U.S. 109, 157–59, 163–68 (1959); *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964).
- (5) See, e.g., *Smith v. California*, 361 U.S. 147 (1959); *Bantam Books, Inc. v. Sullivan*, 372 U.S. 58 (1963).
- (6) インターネット・プラットフォームのイメージについては、第一章の冒頭を参照。なお、デジタル・プラットフォームの語が同義で用いられることが多いが、本稿ではインターネット・プラットフォームの語に統一する。
- (7) See Felix T. Wu, *Collateral Censorship and the Limits of Intermediary Immunity*, 87 NOTRE DAME L. REV. 293, 314 (2011).
- (8) See Zittrain, *supra* note 3, at 255–56.
- (9) See, e.g., Amélie Pia Held, *Merging the “Social” and the “Public”: How Social Media Platforms Could be a New Public Forum*, 46 MITCHELL HAMLINE L. REV. 1, 3 (2020), 邦語文献として「成原謙「プラットフォームはなぜ情報法の問題にさらされたか」執筆メモ」(2017年11月10日) 五四頁等参照。
- (10) See Enrique Armijo, *Kill Switches, Forum Doctrine, and the First Amendment’s Digital Future*, 32 CARDOZO ARTS & ENT. L. J. 411, 414 (2014).
- (11) See Hannah Bloch-Wehba, *Automation in Moderation*, 52 CORNELL INTL L. J. 41, 44, n. 14 (2020).
- (12) See Christopher S. Yoo, *Free Speech and the Myth of the Internet as an Unintermediated Experience*, 78 GEO. WASH. L. REV. 697, 703 (2010).
- (13) See Bryan C. Suddique, *Tweets that Break the Law: How the President’srealDonaldTrump Twitter Account is a Public Forum His Use of Twitter Violates the First Amendment and the President Records Act*, 42 NOVA L. REV. 317, 336 (2018).
- (14) See Tim Wu, *Is the First Amendment Obsolete?*, 117 MICH. L. REV. 547, 547–48 (2018).

- (57) See Kyle Langvardt, *Regulating Online Content Moderation*, 106 *Geo. L. J.* 1353, 1372 (2018).
- (58) See Daphne Keller, *Internet Platforms: Observations on Speech, Danger, and Money*, Hoover Institution's Aegis Paper Series No. 1807 (Jun. 15, 2018), https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3262936 (last visited Jul. 16, 2021).
- (59) See Balkin, *supra* note 1, at 1182.
- (60) See Tarleton Gillespie, *Platforms Intervene*, *Social Media + Society* (May. 11, 2015), <https://journals.sagepub.com/doi/full/10.1177/2056305115580479> (last visited Jul. 16, 2021).
- (61) See, e.g., *Facebook Community Standards*, <https://www.facebook.com/communitystandards/introduction> (last visited Jul. 16, 2021).
- (62) See, e.g., *Publishing Our Internal Enforcement Guidelines and Expanding Our Appeals Process*, FACEBOOK NEWSROOM (Apr. 24, 2018), <https://about.fb.com/news/2018/04/comprehensive-community-standards/> (last visited Jul. 16, 2021).
- (63) See Jack M. Balkin, *How to Regulate (and Not Regulate) Social Media*, Knight Institute Occasional Paper Series, No. 1 (March 25, 2020), https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3484114 (last visited Jul. 16, 2021).
- (64) See Gillespie, *supra* note 18, at 1-2.
- (65) See Wu, *supra* note 14, at 554-56.
- (66) See Rebecca J. Hamilton, *Governing the Global Public Square*, *HARV. INT'L L. J.* 1, 70, 79-80 (forthcoming 2021).
- (67) Kate Klonick, *The New Governors: The People, Rules, and Processes Governing Online Speech*, 131 *HARV. L. REV.* 1598, 1603 (2018).
- (68) See LAWRENCE LESSIG, *CODE: VERSION 2.0* 7 (2006).
- (69) See Laura DeNardis & Andrea M. Hackl, *Internet Governance by Social Media Platforms*, TELECOMMUNICATIONS POLICY, 39 (9), 761, 765 (2015).
- (70) See, e.g., *How Our Business Works*, *GOOGLE*, <https://about.google/how-our-business-works/> (last visited Jul. 16, 2021).

- (61) See Marvin Ammori, *The "New" New York Times: Free Speech Lawyering in the Age of Google and Twitter*, 127 HARV. L. REV. 2259, 2260 (2014).
- (62) See Wu, *supra* note 7, at 306-07.
- (63) See Kreimer, *supra* note 2, at 35-36.
- (64) See Assaf Handani, *Who's Liable for Cyberwrongs*, 87 CORNELL L. REV. 901, 916 (2002).
- (65) See Wu, *supra* note 7, at 307.
- (66) See Hannah Bloch-Wehba, *Global Platform Governance: Private Power in the Shadow of the State*, 72 SMU L. REV. 27, 29 (2019).
- (67) See Sonia K. Katyal, *The New Surveillance*, 54 CASE W. RES. L. REV. 297, 368 (2003).
- (68) See Molly K. Land, *Against Privatized Censorship: Proposals for Responsible Delegation*, VA. J. INT'L L. 1, 13-16 (forthcoming 2020).
- (69) *Id.* at 12-13.
- (70) Jack M. Balkin, *Old-School/New-School Speech Regulation*, 127 HARV. L. REV. 2296, 2303 (2014).
- (71) See Jack M. Balkin, *Digital Speech and Democratic Culture: A Theory of Freedom of Expression for the Information Society*, 79 N.Y.U. L. REV. 1, 3 (2004).
- (72) See Jonathan L. Zittrain, *Internet Points of Control*, 44 B.C. L. REV. 653, 662 (2003).
- (73) See Brian Chang, *From Internet Referral Units to International Agreements: Censorship of the Internet by the UK and EU*, 49 COLUM. HUM. RTS. L. REV. 114, 120-22 (2017).
- (74) See Dawn C. Nunziato, *The Marketplace of Ideas Online*, 94 NOTRE DAME L. REV. 1519, 1535 (2019).
- (75) See Langvardt, *supra* note 15, at 1372.
- (76) See Robert Gorwa, *The Platform Governance Triangle: Conceptualising the Informal Regulation of Online Content*, 8 INTERNET POL. REV. 1, 6 (2019).
- (77) See Land, *supra* note 36, at 3.

- (46) *See, e.g.*, Doe v. Bates, No. 5:05CV91, slip op. at 17, 31 (E.D. Tex. Jan. 18, 2006); *Toback v. Google, Inc.*, No. 06-007246 (NY Sup. Ct. complaint filed May 4, 2006); Free Speech Coalition v. Gonzales, 483 F. Supp. 2d 1069 (D. Colo. 2007).
- (47) Center for Democracy & Technology v. Pappert, 337 F. Supp. 2d 606 (E.D. Pa. 2004).
- (48) Pennsylvania's Internet Child Pornography Act, 18 Pa. Cons. Stat. §§7621-30 (2003).
- (49) ISPは、通常、接続サービスやホスティングサービスをはじめとする様々なインターネットサービスを提供する事業者を広く含む概念として理解されるため、プラットフォーム事業者もISPの中に含まれる。
- (50) *Pappert*, 337 F. Supp. 2d at 622.
- (51) *Id.* at 660.
- (52) *Id.*
- (53) *Id.* at 649-56.
- (54) United States v. American Library Association, 539 U.S. 194 (2003).
- (55) Children's Internet Protection Act, Pub. L. No. 106-554, §1701-1741, 114 Stat. 2763, 2763A-336 (2000) (codified at 20 U.S.C. §9134 (2001) and 47 U.S.C. §254 (h) (2001)).
- (56) 図書館は、一見プラットフォーム事業者ではないが、インターネットへのアクセスとフィルタリング・ソフトを所有・管理する点から考えれば、プラットフォーム事業者と同じ立場に位置付けられるともいえると思われる。
- (57) 4L4, 539 U.S. at 205-09.
- (58) *Id.* at 220-21 (Stevens, J. dissenting); *Id.* at 233-34 (Souter, J. dissenting).
- (59) *See* Benoit Frydman et al., *Co-Regulation and the Rule of Law, in* GOVERNANCE, REGULATION AND POWERS ON THE INTERNET 133, 134 (Eric Brousseau et al. eds., 2012).
- (60) 法令による共同規制のほかに、司法的決定によってプラットフォーム事業者に責任を課すことを通じて、インターネット・プラットフォーム上の表現活動を効率的に規制する目的を達成するもの、いわゆるプラットフォーム事業者を介した裁判所による表現規制もある。 *See, e.g.*, *Delfi AS v. Estonia*, App. No. 64569/09 (Eur. Ct. H.R. Jun 16, 2015); C-18/18 *Ewa Gawvischnig-Pleszczek v. Facebook Ireland Limited* [2019] ECR-I-821 ¶153. この両判決によれば、裁判所はプラット

- プラットフォーム事業者には、プラットフォームに投稿されたコメントが違法・有害コンテンツに当たる場合には、かかるコンテンツを削除するといった排除措置をとる責任があると判示した。このほか、EUにおいて、忘れられる権利を保護するため、裁判所は、検索事業者に対し、その検索結果から特定のコンテンツを排除すべきかどうかを判断するシステムの構築を要求し、検索結果から他人の忘れられる権利を侵害する表示を排除しなかった場合には責任を負わせることもその典型例であると思われる。
- (19) Das Gesetz zur Verbesserung der Rechtsdurchsetzung in sozialen Netzwerken(Netzwerkdurchsetzungsgesetz-NetzDG) vom 1. September 2017 (BGBl. I S. 3352), das durch Artikel 274 der Verordnung vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1328) geändert worden ist.
- (20) Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag-JMStV), vom 13. September 2002 (GVBl. 2003 S. 147, BayRS 02-21-S), der zuletzt durch Art 5des Abkommens vom 3. Dezember 2015 (GVBl. 2016 S. 52) geändert worden ist.
- (21) J M S T V 州際協定によると、テレメディアとは「テレサービス及びメディアサービスであって、放送ではないもの」である。そのため、インターネット・プラットフォームがテレメディアに含まれる。
- (22) 鈴木秀美「情報ネットワークの自由と規制」伊藤守ほか編『情報秩序の構築』（早稲田大学出版部・二〇〇四年）一六頁以下参照。
- (23) カナダは欧州の国家ではないが、そのフィルタリングシステムがイギリスの Cleanfeed プロジェクトの影響の下で採用されたものとして、独自の特徴があるため、ここで対比するため取り上げる。
- (24) *IWF-Internet Watch Foundation*, <https://www.iwf.org.uk> (last visited Jul. 16, 2021).
- (25) *See Our services*, IWF-INTERNET WATCH FOUNDATION, <https://www.iwf.org.uk/our-services> (last visited Jul. 16, 2021).
- (26) *See Dawn C. Nunziato, How (Not) To Censor- Procedural First Amendment Values and Internet Censorship Worldwide*, 42 GEO. J. INT'L L. 1123, 1131 (2011).
- (27) *See National Strategy for the Protection of Children from Sexual Exploitation on the Internet*, PUBLIC SAFETY CANADA (Jan. 31, 2018), <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrcs/pblctms/vlhn-prctn-children-2013-14/index-en.aspx> (Last visited

Jul. 16, 2021).

- (62) See *The EU Code of Conduct on Countering Illegal Hate Speech Online*, EUROPEAN COMMISSION (Jun. 30, 2016), https://ec.europa.eu/info/policies/justice-and-fundamental-rights/combatting-discrimination/racism-and-xenophobia/eu-code-conduct-countering-illegal-hate-speech-online_en.
- (63) *European Commission and IT Companies Announce Code of Conduct on Illegal Hate Speech Online*, EUROPEAN COMMISSION (May. 31, 2016), https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_16_1937 (last visited Jul. 16, 2021).
- (64) See Keller, *supra* note 16, at 8.
- (65) See Barrie Sander, *Freedom of Expression in the Age of Online Platforms: The Promise and Pitfalls of a Human Rights-Based Approach to Content Moderation*, 43 *FORDHAM INT'L. L. J.* 939, 951 (2020).
- (66) *Commission Recommendation (EU) 2018/334 of 1 March 2018 on Measures to Effectively Tackle Illegal Content Online (C(2018) 1177 final)*, EUR-LEX, <http://data.europa.eu/eli/reco/2018/334/oj> (last visited Jul. 16, 2021).
- (67) See *EU INTERNET REFERRAL UNIT-EU IRU*, EUROPOL, <https://www.europol.europa.eu/about-europol/eu-internet-referral-unit-eu-iru> (last visited Jul. 16, 2021).
- (68) See Daphne Keller, *The EU's Terrorist Content Regulation: Expanding the Rule of Platform Terms of Service and Exporting Expression Restrictions from the EU's Most Conservative Member States*, THE CENTER FOR INTERNET AND SOCIETY (Mar. 25, 2019), <http://cyberlaw.stanford.edu/blog/2019/03/eus-terrorist-content-regulation-expanding-rule-platform-terms-service-and-exporting> (last visited Jul. 16, 2021).
- (69) 日外法 1101 年 5 月 31 日 2 頁 1 段。
- (70) See Balkin, *supra* note 38, at 2306.
- (71) See DeNardis & Hackl, *supra* note 27, at 765.
- (72) See Balkin, *supra* note 38, at 2298–99.
- (73) 原田大樹『自主規制の公法学的研究』(有斐閣・二〇〇七年) 一二頁以下。

- (82) 原田・前掲注一三頁参照。
- (83) See Robert Gorwa, *What is Platform Governance?*, 22 INFO. COMM. & SOC'Y. 854, 858 (2019).
- (84) 鈴木・前掲注(83)一七頁。
- (85) See Dawn C. Nunziato, *I'm Still Dancing: The Continued Efficacy of First Amendment Precedent and Values for New-School Regulation*, 127 HARV. L. REV. F. 367 (2014).
- (86) See Urs Gasser & Wolfgang Schulz, *Governance of Online Intermediaries: Observations from a Series of National Case Studies*, 18 KOR. U. L. REV. 79, 86 (2015).
- (87) See Balkin, *supra* note 38, at 2298-99.
- (88) See Land, *supra* note 36, at 25-27.
- (89) See Klönick, *supra* note 25, at 1633-39.
- (90) See James Grimmelmann, *The Virtues of Moderation*, 17 YALE J. L. & TECH. 42, 63-70 (2015).
- (91) See *Id.* at 1728, 1730-32.
- (92) See *Id.* at 1729-31.
- (93) See *Id.* at 1729, 1732-34.
- (94) See Robert Gorwa, Reuben Binns & Christian Katzenbach, *Algorithmic Content Moderation*, 7 BIG DATA & SOC'Y. 1, 10-11 (2020).
- (95) See Bloch-Wehba, *supra* note 11, at 56.
- (96) Lee Tien, *Architectural Regulation and the Evolution of Social Norms*, 7 YALE J. L. & TECH. 1, 5, 16-18 (2004).
- (97) Natasha Duarte & Emma Llansó, *Mixed Messages? The Limits of Automated Social Media Content Analysis*, CENTER FOR DEMOCRACY AND TECHNOLOGY (Nov. 28, 2017), <https://cdt.org/insights/mixed-messages-the-limits-of-automated-social-media-content-analysis/> (Last visited Jul. 16, 2021).
- (98) 曾我部真裕「インターネット上の表現をめぐる法的問題について」司法研修所論集二二九号(二〇一九年)五〇頁参照。

- (6) See Emma Llansó et al., *Content Moderation, and Freedom of Expression*, (Feb. 26, 2020), <https://www.ivir.nl/publicaties/download/Al-Llanso-VanHoboken-Feb-2020.pdf> (Last visited Jul. 16, 2021).
- (7) See LAWRENCE LESSIG, *CODE AND OTHER LAWS OF CYBERSPACE* 53-54 (1999).
- (8) 成原慧『表現の自由とローキータッチ——情報社会における自由と規制の再構成』(勁草書房・二〇一六年)二〇七、二〇八頁参照。
- (9) See Gorwa, Binns & Katzenbach, *supra* note 94, at 2.
- (10) See Kreimer, *supra* note 2, at 27-28.
- (11) See Mark A. Lemley, *Rationalizing Internet Safe Harbors*, 6 J. ON TELECOMM. & HIGH TECH. L. 101, 110-12 (2007).
- (12) See Balkin, *supra* note 38, at 2304-09.
- (13) See *e.g.*, Kreimer, *supra* note 2, at 42.
- (14) See, *e.g.*, JACK GOLDSMITH & TIM WU, *WHO CONTROLS THE INTERNET? ILLUSIONS OF A BORDERLESS WORLD* 68-73 (2006).
- (15) See, *e.g.*, EMILY B. LAIDLAW, *REGULATING SPEECH IN CYBERSPACE, GATEKEEPERS, HUMAN RIGHTS AND CORPORATE RESPONSIBILITY* 46 (2016).
- (16) See, *e.g.*, Balkin, *supra* note 1, at 1198; Nunziato, *supra* note 68, at 1125.
- (17) 平地秀哉「サイバースペース・公共圏・表現の自由(二・完)」*國學院法學*四五卷二号(二〇〇七年)六頁。